

食安発 0315 第 1 号
平成 23 年 3 月 15 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、
添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 22 号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 23 年厚生労働省告示第 52 号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

第 1 改正の概要

1 省令関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、5-エチル-2-メチルピリジン及び 2,6-ジメチルピリジンを省令別表第 1 に追加したこと。

2 告示関係

(1) 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、農薬エトフェンプロックス、グルホシネート及びシアゾファミドについて、食品中の残留基準を設定したこと（別紙参照）。

(2) 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、5-エチル-2-メチルピリジン及び 2,6-ジメチルピリジンの使用基準及び成分規格を設定したこと。

第2 施行・適用期日

1 省令関係

公布日から施行されるものであること。

2 告示関係

公布日から施行されるものであること。ただし、残留基準値を改正するものうち、下表の農薬に掲げる食品に係る残留基準値については、平成23年9月15日から適用されるものであること。

農薬	食品
グルホシネート	米、大麦、ばれいしよ、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、キャベツ、芽キャベツ、ケール、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、サルシフィー、アーティチョーク、チョコリ、エンダイブ、レタス、にんにく、にら、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、セロリ、その他のせり科野菜、その他のなす科野菜、すいか、その他のうり科野菜、ほうれんそう、しょうが、未成熟えんどう、マッシュルーム、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、びわ、もも、ぶどう、かき、その他の果実、くり、茶、コーヒー豆、その他のスパイス、鶏の脂肪及びその他の家さんの脂肪

第3 運用上の注意

1 使用基準関係

5-エチル-2-メチルピリジン及び2,6-ジメチルピリジンについては、「着香の目的以外に使用してはならない。」との使用基準が設定されたことから、有機溶剤として使用する等の着香の目的以外の使用は認められないこと。

2 残留基準関係

今回残留基準を設定するグルホシネートとは、農産物（穀類、豆類、種実類及びてんさいに限る。）にあつては、グルホシネートをグルホシネートアンモニウム塩に換算したもの、3-メチルホスフィニコプロピオン酸をグルホシネートアンモニウム塩に換算したものと及びN-アセチルグルホシネートをグルホシネートアンモニウム塩に換算したものの和をいい、農産物（穀類、豆類、種実類及びてんさいを除く。）及び畜産物にあつては、グルホシネートをグルホシネートアンモニウム塩に換算したものと及び3-メチルホスフィニコプロピオン酸をグルホシネートアンモニウム塩に換算したものの和をいうこと。

なお、グルホシネートには、グルホシネートアンモニウム塩及びグルホシネートPが含まれること。

第4 その他

法に基づく残留基準値の設定にあわせ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づくシアゾファミド及びグルホシネートに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。

食安発 0 3 1 5 第 2 号
平成 2 3 年 3 月 1 5 日

各 検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、
添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 3 年厚生労働省令第 2 2 号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 2 3 年厚生労働省告示第 5 2 号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 2 3 号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 3 4 年厚生省告示第 3 7 0 号。以下「告示」という。）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

第 1 改正の概要

1 省令関係

食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号。以下「法」という。）第 1 0 条の規定に基づき、5-エチル-2-メチルピリジン及び 2, 6-ジメチルピリジンを省令別表第 1 に追加したこと。

2 告示関係

(1) 法第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、農薬エトフェンプロックス、グルホシネート及びシアゾファミドについて、食品中の残留基準を設定したこと（別紙参照）。

(2) 法第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、5-エチル-2-メチルピリジン及び 2, 6-ジメチルピリジンの使用基準及び成分規格を設定したこと。

第2 施行・適用期日

1 省令関係

公布日から施行されるものであること。

2 告示関係

公布日から施行されるものであること。ただし、残留基準値を改正するものうち、下表の農薬に掲げる食品に係る残留基準値については、平成23年9月15日から適用されるものであること。

農薬	食品
グルホシネート	米、大麦、ばれいしよ、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、キャベツ、芽キャベツ、ケール、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、サルシフィー、アーティチョーク、チョコリ、エンダイブ、レタス、にんにく、にら、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、セロリ、その他のせり科野菜、その他のなす科野菜、すいか、その他のうり科野菜、ほうれんそう、しょうが、未成熟えんどう、マッシュルーム、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、びわ、もも、ぶどう、かき、その他の果実、くり、茶、コーヒー豆、その他のスパイス、鶏の脂肪及びその他の家さんの脂肪

第3 運用上の注意

1 使用基準関係

5-エチル-2-メチルピリジン及び2,6-ジメチルピリジンについては、「着香の目的以外に使用してはならない。」との使用基準が設定されたことから、有機溶剤として使用する等の着香の目的以外の使用は認められないこと。

2 残留基準関係

今回残留基準を設定するグルホシネートとは、農産物（穀類、豆類、種実類及びてんさいに限る。）にあつては、グルホシネートをグルホシネートアンモニウム塩に換算したもの、3-メチルホスフィニコプロピオン酸をグルホシネートアンモニウム塩に換算したものと及びN-アセチルグルホシネートをグルホシネートアンモニウム塩に換算したものの和をいい、農産物（穀類、豆類、種実類及びてんさいを除く。）及び畜産物にあつては、グルホシネートをグルホシネートアンモニウム塩に換算したものと及び3-メチルホスフィニコプロピオン酸をグルホシネートアンモニウム塩に換算したものの和をいうこと。

なお、グルホシネートには、グルホシネートアンモニウム塩及びグルホシネートPが含まれること。

第4 その他

法に基づく残留基準値の設定にあわせ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づくシアゾファミド及びグルホシネートに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。

食安発0315第3号
平成23年3月15日

各 地方厚生局長 殿

医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、
添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第22号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成23年厚生労働省告示第52号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

第1 改正の概要

1 省令関係

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、5-エチル-2-メチルピリジン及び2,6-ジメチルピリジンを省令別表第1に追加したこと。

2 告示関係

(1) 法第11条第1項の規定に基づき、農薬エトフェンプロックス、グルホシネート及びシアゾファミドについて、食品中の残留基準を設定したこと（別紙参照）。

(2) 法第11条第1項の規定に基づき、5-エチル-2-メチルピリジン及び2,6-ジメチルピリジンの使用基準及び成分規格を設定したこと。

第2 施行・適用期日

1 省令関係

公布日から施行されるものであること。

2 告示関係

公布日から施行されるものであること。ただし、残留基準値を改正するものうち、下表の農薬に掲げる食品に係る残留基準値については、平成23年9月15日から適用されるものであること。

農薬	食品
グルホシネート	米、大麦、ばれいしよ、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、キャベツ、芽キャベツ、ケール、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、サルシフィー、アーティチョーク、チョコリ、エンダイブ、レタス、にんにく、にら、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、セロリ、その他のせり科野菜、その他のなす科野菜、すいか、その他のうり科野菜、ほうれんそう、しょうが、未成熟えんどう、マッシュルーム、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、びわ、もも、ぶどう、かき、その他の果実、くり、茶、コーヒー豆、その他のスパイス、鶏の脂肪及びその他の家きんの脂肪

第3 運用上の注意

1 使用基準関係

5-エチル-2-メチルピリジン及び2,6-ジメチルピリジンについては、「着香の目的以外に使用してはならない。」との使用基準が設定されたことから、有機溶剤として使用する等の着香の目的以外の使用は認められないこと。

2 残留基準関係

今回残留基準を設定するグルホシネートとは、農産物（穀類、豆類、種実類及びてんさいに限る。）にあつては、グルホシネートをグルホシネートアンモニウム塩に換算したもの、3-メチルホスフィニコプロピオン酸をグルホシネートアンモニウム塩に換算したものと及びN-アセチルグルホシネートをグルホシネートアンモニウム塩に換算したものの和をいい、農産物（穀類、豆類、種実類及びてんさいを除く。）及び畜産物にあつては、グルホシネートをグルホシネートアンモニウム塩に換算したものと及び3-メチルホスフィニコプロピオン酸をグルホシネートアンモニウム塩に換算したものの和をいうこと。

なお、グルホシネートには、グルホシネートアンモニウム塩及びグルホシネートPが含まれること。

第4 その他

法に基づく残留基準値の設定にあわせ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づくシアゾファミド及びグルホシネートに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。

食安基発0315第1号
平成23年3月15日

(別記1) 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、
添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第22号）
及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成23年厚生労働省告示
第52号）が本日公布され、その内容について別添のとおり各都道府県知事等あ
て通知しましたので、貴会会員等関係者への周知方お願いします。

(別記1)

社団法人 日本食品衛生協会理事長

社団法人 食品衛生登録検査機関協会理事長

農薬工業会会長

畜水産品残留安全協議会会長

財団法人 食品産業センター理事長

社団法人 日本青果物輸入安全推進協会

社団法人 日本輸入食品安全推進協会会長

全国農業協同組合中央会会長

社団法人 大日本水産会会長

社団法人 日本食肉協議会会長

社団法人 日本食肉加工協会会長

社団法人 日本食肉市場卸売協会会長

社団法人 日本畜産副産物協会会長

全国食肉生活衛生同業組合連合会会長

社団法人 日本ハンバーグ・ハンバーガー協会会長

社団法人 畜産技術協会会長

全国食肉事業協同組合連合会会長

日本食肉事業協同組合連合会会長

社団法人 日本食鳥協会会長

全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会会長

日本羊腸輸入組合理事長

日本食肉輸出入協会会長

日本ゼラチン・コラーゲンペプチド工業組合理事長

日本ハム・ソーセージ工業協同組合理事長

日本エキス調味料協会会長

社団法人 日本卵業協会会長

全国漁業協同組合連合会代表理事会長

日本鰻輸入組合理事長

社団法人 全国はっ酵乳乳酸菌飲料協会理事

社団法人 全国農協乳業協会会長理事

社団法人 日本乳業協会会長

全国乳業協同組合連合会会長

社団法人 日本アイスクリーム協会会長

チーズ普及協議会会長

日本輸入チーズ普及協会会長

社団法人 全国清涼飲料工業会会長

社団法人 日本缶詰協会会長

全国はちみつ公正取引協議会会長

全国ローヤルゼリー公正取引協議会会長

日本ナッツ協会会長

油糧輸出入協議会会長

飼料輸出入協議会会長

社団法人 農林水産先端技術産業振興センター長

日本チェーンストア協会会長

日本百貨店協会会長

日本生活協同組合連合会会長

主婦連合会会長

全国消費者団体連絡会事務局長

財団法人日本健康・栄養食品協会会長

日本食品添加物協会会長

財団法人 日本健康・栄養食品協会理事長

健食業界団体連絡会事務局 代表

日本栄養評議会会長

食安基発0315第2号
平成23年3月15日

(別記2) 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、
添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第22号）
及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成23年厚生労働省告示
第52号）が本日公布され、その内容について別添のとおり各都道府県知事等あ
て通知しましたので、関係者への周知方お願いします。

(別記2)

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課長

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課長

農林水産省水産庁増殖推進部栽培養殖課長

環境省水・大気環境局土壌環境課長

食安基発0315第3号
平成23年3月15日

(別記3) 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、
添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第22号）
及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成23年厚生労働省告示
第52号）が本日公布され、その内容について別添のとおり各都道府県知事等あ
て通知しましたので、お知らせします。

(別記3)

内閣府食品安全委員会事務局勧告広報課長

消費者庁消費者安全課長